

## 議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

### 平成30年6月定例会議案説明会日程（案）

6月20日（水）	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	総 務
		10:10 ~ 10:15	環 境
		10:15 ~ 10:20	健康福祉
		10:20 ~ 10:25	病 院
		10:25 ~ 10:30	子ども青少年
		10:30 ~ 10:35	教 育
		10:35 ~ 10:40	緑政土木
		10:40 ~ 10:45	市民経済
		10:45 ~ 10:50	観光文化交流
10:50 ~ 10:55	住宅都市		

## 平成 30 年 6 月定例会 提出議案の概要（総務局）

### 1 一般会計補正予算（第 94 号議案）

件 名	予定額	概 要
第 20 回アジア競技大会の招致金	千円 7,476	(1) 趣 旨 2026 年開催予定の第 20 回アジア競技大会の開催都市契約締結後にアジア・オリンピック評議会（OCA）に支払う招致金及び送金手数料を計上するもの。  (2) 内 容 OCA 憲章等に基づき支払う必要がある招致金 19 万米ドルのうち、本市負担分をOCA へ支払う。（県：市＝2：1）



- (2) 生産性向上特別措置法に基づき市が作成する導入促進基本計画を受けて中小企業者が作成し、市が認定した先端設備等導入計画に基づき取得された一定の償却資産について、課税標準の特例措置が創設され、その特例割合について、地方税法の定める範囲内で条例により定めることとされたため規定を整備する。

対 象 資 産	法律が定める 特例割合の範囲	本市が 定める 特例割合
認定先端設備等導入計画に基づき取得された設備	0以上1/2以下	0

(市税条例附則第14条の6)

- ・ 施行期日 生産性向上特別措置法の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日

- (3) 条例で引用している地方税法の条項が移動することに伴い規定を整理する。

(市税条例附則第14条の6)

- ・ 施行期日 平成31年4月1日

### 3 市たばこ税

- (1) 製造たばこに対して課する市たばこ税の税率が以下のように段階的に引き上げられることに伴い、規定を整備する。

(単位：円/1,000本)

現 行	改 正 案		
	平成30年 10月1日 (1回目)	平成32年 10月1日 (2回目)	平成33年 10月1日 (3回目)
5,262	5,692	6,122	6,552

(市税条例第69条の3)

- ・ 施行期日 表に掲げる市たばこ税率の引上げ日

- (2) 旧3級品の製造たばこに設定されている特例税率については、平成27年度税制改正により段階的に税率が引き上げられ、現在は、たばこ1,000本あたり4,000円となっている。この特例税率について、平成31年4月1日に廃止が予定されていたところ、(1)の税率改正に伴い、特例税率の廃止時期が平成31年10月1日に延期されるとともに、税率の引き上げ幅についても1,000本あたり1,262円から1,692円とされたことに伴い規定を整備する。

(市税条例等の一部を改正する条例

(平成27年条例第61号) 附則第3条)

- ・ 施行期日 平成30年10月1日

(3) 税率の引上げ日に、旧税率によって仕入れた製造たばこを2万本以上所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、税率の引上げ分に相当する市たばこ税を課税（手持品課税）することとされたため規定を整備する。

(改正条例附則第5条等)

・施行期日 (1)に掲げる市たばこ税率の引上げ日

平成30年6月定例会 提出議案の概要（環境局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について (第87号議案)	<p>1 概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <p>2 主な内容 産業廃棄物等の保管の届出義務について、法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管を適用除外とする。</p>

# 平成30年6月定例会 提出議案の概要（財政局）

## 1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市市税条例等の一部改正について (第88号議案)</p>	<p>1 個人市民税</p> <p>(1) 個人所得課税の見直しにより、給与所得者及び公的年金等受給者について、平成33年度課税分から給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられることに伴い、従前と収入が変わらなくても所得が10万円増加することとなるため、条例で規定している均等割の非課税限度額を、実質的に従前と同水準となるよう10万円引き上げる。 (市税条例第9条)</p> <p>・施行期日 平成33年1月1日</p> <p>(2) 市税の減免措置について、個人所得課税の見直しが適用される平成33年度以後も実質的に従前と同水準となるよう規定を整備する。</p> <p>ア 基礎控除額が10万円引き上げられることに伴い、所得が「所得割の非課税限度額に基礎控除額を加算した額」以下の者など、基礎控除額を用いた減免措置については、改正前の基礎控除額である33万円を用いる。</p> <p>イ 給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられることに伴い、前年中の所得が200万円以下で一定の要件に該当する場合の減免措置について、その基準となる所得を210万円に引き上げる。 (減免条例第2条等)</p> <p>・施行期日 平成33年1月1日</p> <p>(3) 条例で引用している条項の規定の整理に伴い文言を整理する。 (市税条例第9条及び第19条)</p> <p>・施行期日 平成31年1月1日</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 地方税法の定める範囲内で条例により定めることとされている次に掲げる固定資産に係る課税標準の特例割合について、地方税法の定める範囲等が改正されたことに伴い規定を整備する。 (市税条例附則第14条の6)</p> <p>・施行期日 公布の日</p>

対 象 資 産		法律が定める 特例割合の範囲		本市が定める 特例割合		
		現 行	改正後	現 行	改正案	
汚水・廃液処理 施設		1/3を参酌 し、1/6以 上1/2以下	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3	1/2	
雨水貯留浸透施設		2/3を参酌 し、1/2以 上5/6以下	3/4を参酌し、 2/3以上5/6以下	2/3	3/4	
津波避難 施設	管理協定が締結 された避難施設	1/2を参酌 し、1/3以 上2/3以下	同左	1/3	同左	
	指定避難施設		2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下		1/2	
再生可能エネルギー 発電設備	太陽光	1,000kW 以上	2/3を参酌 し、1/2以 上5/6以下	3/4を参酌し、 7/12以上11/12 以下	1/2	7/12
		1,000kW 未満				2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下
	風力	20kW 以上	2/3を参酌 し、1/2以 上5/6以下	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/2	1/2
		20kW 未満				3/4を参酌し、 7/12以上11/12 以下
	水力	5,000kW 以上	1/2を参酌 し、1/3以 上2/3以下	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/3	1/2
		5,000kW 未満				1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下
	地熱	1,000kW 以上	1/2を参酌 し、1/3以 上2/3以下	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3	1/3
		1,000kW 未満				2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下
	バイオ マス	10,000kW 以上 20,000kW 未満	1/2を参酌 し、1/3以 上2/3以下	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/3	1/2
		10,000kW 未満				1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下



平成30年 6月定例会 提出議案の概要 (病院局)

1 一般案件

件 名	概 要
損害賠償の額の決定について (第98号議案)	<p>1 概要</p> <p>平成27年 3月に名古屋市立東部医療センターにおいて発生した医療事故に関し、損害賠償の額を決定するもの。</p> <p>2 医療事故の内容</p> <p>平成27年 3月18日、患者は、名古屋市立東部医療センター心臓血管外科において、僧帽弁再置換術及び三尖弁<sup>せん</sup>形成術を受けたところ、縫合針を体内に残され、再手術により身体に障害を負うことになったもの(当該患者は、平成27年 9月22日、多臓器不全により死亡)。</p> <p>3 損害賠償の額</p> <p>10,000,000円</p> <p>(当該損害賠償金は、病院賠償責任保険により補填<sup>全額</sup>される予定)</p>

平成30年 6月定例会 提出議案の概要（健康福祉局）

1 条例案

件 名	概 要										
<p>名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部改正について (第89号議案)</p>	<p>1 概要 地方税法の一部改正により、法令に規定する用語の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うもの。</p> <p>2 内容 各条例中に引用している用語である「控除対象配偶者」の定義変更に伴い、規定を整理</p> <p>3 施行期日 平成31年 1月 1日</p>										
<p>名古屋市介護保険条例の一部改正について (第90号議案)</p>	<p>1 概要 介護サービス事業者に対する調査に係る手数料を定めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="571 1070 1168 1339"> <thead> <tr> <th>主なサービス種別</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護</td> <td>23,100 円</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>23,700 円</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td>22,500 円</td> </tr> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>24,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p>	主なサービス種別	手数料額	訪問介護	23,100 円	通所介護	23,700 円	居宅介護支援	22,500 円	介護老人福祉施設	24,200 円
主なサービス種別	手数料額										
訪問介護	23,100 円										
通所介護	23,700 円										
居宅介護支援	22,500 円										
介護老人福祉施設	24,200 円										

## 平成30年6月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

### 1 条例案

件名	概要
名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について (第91号議案)	<p>(1) 概要 地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立幼稚園の授業料算定に係る市町村民税所得割額について、国の方針に基づき、税源移譲の影響を受けないよう、旧税率で計算した額とする。</li> <li>・ その他規定の整理</li> </ul> <p>(3) 施行期日 平成30年9月1日（一部の規定は、公布の日）</p>

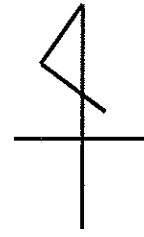
### 2 補正予算（第94号議案）

件名	金額	概要
小学校入学準備金の支給	千円 74,501	<p>(1) 概要 これまで、入学後に支給していた新小学1年生への入学準備金について、支給時期を入学前に前倒しするもの。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 対象者 31年度小学校入学予定の準要保護児童 1,835人</p> <p>イ 支給単価 40,600円</p> <p>ウ 支給時期 小学校入学後の6月から、入学前の2月に前倒しする。</p>

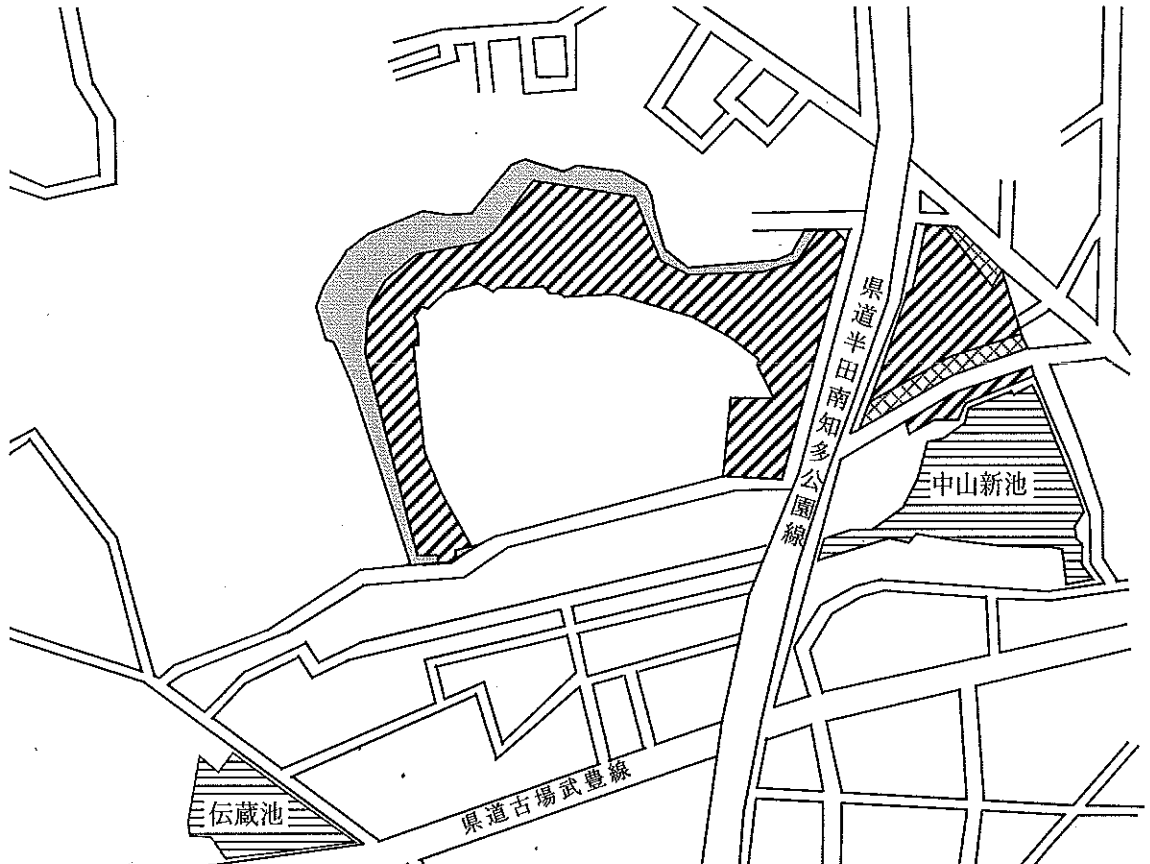
### 3 一般案件

件名	概要
財産の処分について (第101号議案)	<p>(1) 概要 愛知県道路公社の愛知県有料道路運営等事業武豊北インターチェンジ(仮称)新設工事用地等とするため、土地を処分するもの。</p> <p>(2) 財産の表示 土地 愛知県知多郡武豊町字下山ノ田64番46始め4筆 雑種地 63,608.73平方メートル</p> <p>(3) 売払金額 301,504,326円</p> <p>(4) 売払いの相手方 愛知県道路公社 武豊町 愛知県</p>

(参 考)






武 豊 町



凡 例

売払予定地

-  愛知県道路公社
-  武豊町
-  愛知県



平成30年6月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 条例案

件名	概要
名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について (第100号議案)	(1) 概要 地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するもの。 (2) 内容 ・ 利用者負担額の算定に係る市町村民税所得割額について、国の方針に基づき、税源移譲の影響を受けないよう、旧税率で計算した額とする。 ・ その他規定の整理 (3) 施行期日 平成30年9月1日（一部の規定は、公布の日）

平成30年6月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 一般案件

件 名	概 要		
<p>指定管理者の指定 について (第99号議案)</p>	<p>(1) 概要 伏屋駅自転車駐車場の指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 指定の相手方 名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正孝</p> <p>(3) 指定の期間 平成30年11月1日から平成39年3月31日まで</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="470 1261 1428 1872"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1261 1428 1323">指定管理者候補とした理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1323 1428 1872"> <p>市営有料自転車駐車場を5ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、あおなみ線ブロック（近鉄、JR等を含む）の指定管理者の指定を受けた事業者である。</p> <p>伏屋駅自転車駐車場は当該ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	指定管理者候補とした理由	<p>市営有料自転車駐車場を5ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、あおなみ線ブロック（近鉄、JR等を含む）の指定管理者の指定を受けた事業者である。</p> <p>伏屋駅自転車駐車場は当該ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。</p>
指定管理者候補とした理由			
<p>市営有料自転車駐車場を5ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、あおなみ線ブロック（近鉄、JR等を含む）の指定管理者の指定を受けた事業者である。</p> <p>伏屋駅自転車駐車場は当該ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。</p>			



平成30年6月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 市場及びと畜場特別会計補正予算（第95号議案）

件名	金額	概要
<p>本場青果仲卸棟等の 消火設備改修工事 (東工区)</p>	<p>千円 —</p>	<p>(1) 趣旨 契約解除に伴い工事着手が遅れ、30年度中に工事を完了することができなくなったため繰り越すもの。</p> <p>(2) 内容 繰越明許費 166 百万円</p>
<p>本場青果仲卸棟の消 火設備改修工事 (西工区)</p>	<p>千円 —</p>	<p>(1) 趣旨 先行する東工区の工事着手の遅れに伴い、その後に予定していた西工区の工事契約を年度内に締結することができないため、債務負担行為を変更するもの。</p> <p>(2) 内容 債務負担行為 変更前 期間 ③ 限度額 272 百万円 変更後 期間 — 限度額 —</p>

平成30年6月定例会 提出議案の概要（観光文化交流局）

1 一般案件

件 名	概 要
契約の締結について (第97号議案)	<p>(1) 概 要 名古屋城天守閣木造復元に先行して、木材の手配、製材を行うもの。</p> <p>(2) 工事名 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）</p> <p>(3) 工事施工場所 名古屋市中区本丸地内</p> <p>(4) 工事内容 主架構木材1式</p> <p>(5) 工 期 本契約成立の日から平成34年12月16日まで</p> <p>(6) 契約の相手方 名古屋市中区錦二丁目2番13号 株式会社竹中工務店名古屋支店 支店長 市 川 敦 史</p> <p>(7) 契約の方法 随意契約</p> <p>(8) 契約金額 9,455,400,000円</p>

平成 30 年 6 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要				
<p>名古屋市計画提案に係る規模を定める条例の制定について (第 92 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 都市計画法施行令第 15 条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定めるもの</p> <p>(2) 概要 区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、計画提案に係る規模を定める。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>				
<p>名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (第 93 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 太鼓ヶ根地区整備計画区域における建築物の制限に関して、規定を整備するもの</p> <p>(2) 改正内容 ア 太鼓ヶ根地区計画の都市計画決定に伴い、対象区域を追加する。(別表第 1 関係)</p> <p>イ 太鼓ヶ根地区整備計画区域内における建築物の制限に係る規定を整備する。(別表第 2 関係)</p> <table border="1" data-bbox="491 1402 1407 1599"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1402 734 1456">対象区域</th> <th data-bbox="734 1402 1407 1456">建築物の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1456 734 1599">太 鼓 ヶ 根 地区整備計画 区 域</td> <td data-bbox="734 1456 1407 1599">建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>	対象区域	建築物の制限	太 鼓 ヶ 根 地区整備計画 区 域	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度
対象区域	建築物の制限				
太 鼓 ヶ 根 地区整備計画 区 域	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度				

(参考)

太鼓ヶ根地区計画区域及び地区整備計画区域

守山区大字吉根字太鼓ヶ根、笹ヶ根一丁目及び鼓が丘一丁目の各一部

